



平成22年2月8日

各 位

会社名 アサヒビール株式会社
代表者名 代表取締役社長 荻田 伍
(コード番号 2502 東証・大証 各第1部)
問合せ先 広報部長 森田 健
(TEL 03-5608-5126)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成19年2月6日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年3月27日開催の当社第83回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、平成22年3月26日開催予定の当社第86回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成22年2月8日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決定するための議案を、本定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランの具体的な内容を決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名が出席し、その全員が本プランへの更新に賛成しております。また、当社は、本プランへの更新について、旧プランに係る独立委員会の全員一致の承認を得ております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価

値の源泉である“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えています。

アサヒビールグループは、「最高の品質と心のこもった行動を通じて、お客様の満足を追求し、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ共通の経営理念に掲げ、ビールを中心とした酒類事業を始めとして、飲料事業、食品事業を中核事業と位置付け、展開しています。

このようなグループ経営理念に基づき、お客様のニーズを先取りした“魅力ある商品づくり”、ビールの鮮度活動に代表される生産・物流・営業など全社全部門が連携して取り組む“品質・ものづくりへのこだわり”、及びそうした商品・サービスを通じて“お客様へ感動をお届けする活動”により、グループ企業全体の成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、グループ経営理念に基づき、“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、及び“お客様へ感動をお届けする活動”により、グループ企業全体の成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

酒類事業において、「アサヒスーパードライ」を日本のビール市場における代表的なブランドに育成し、当社のフラッグシップブランドとしてお客様のご支持・信頼をいただき続けていることや、清涼飲料水等を製造・販売する飲料事業、ミント系錠菓や乳幼児食、栄養補助食品等を提供する食品事業等においても、各カテゴリーにおいて数々のブランドを確立し、お客様の強い信頼感を築いていることも、こうした企業活動の成果の現れであると考えます。

また、国際事業では、アジア・オセアニア地域を中心に、ビール事業、飲料事業の新たな事業基盤を取得し、収益性の向上を図っており、加えて、酒類事業で培った醸造・発酵技術や微生物利用技術等から様々な機能性素材が研究開発され、グループ事業への活用が広がりつつあります。これらの新たな取組みが、複合的にシナジーを創出することにより、将来に向けたグループのコーポレートブランド価値の向上、企業価値の最大化につながるものと確信しております。

こうした“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、及び“お客様へ感動をお届けする活動”そのものが、当社グループの企業価値の源泉であり、その根幹には、創業以来蓄積してきた「醸造・発酵技術」、「研究開発力」、個々の従業員が有する「経験とノウハウ」、及び当社グループのブランド価値創出に永続的に取り組んでいくアサヒ独自の企業風土や労使協調という「企业文化」があります。

このようなアサヒ独自の強みを当社グループの企業価値の源泉とし、「食と健康」をコンセプトとする事業領域において、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する企業グループを目指しております。

(2) 中期経営計画2012について

当社グループは、これまで、平成13年を初年度とする「第1次グループ中期経営計画」において、コーポレートガバナンスの改革や財務体質の改善に取り組み、また、「食と健康」を事業領域として、グループ企業全体の成長を目指した事業構造の再構築に着手いたしました。

続く平成16年からの「第2次グループ中期経営計画」では、成熟化する国内アルコール市場を見据え、事業構造と収益構造の変革に取り組み、国内飲料事業及び健康食品事業における新たな事業基盤の取得や、成長するアジア市場における飲料事業の

M&Aなど、積極的な事業投資によりグループ企業全体の成長のため事業基盤を拡大してまいりました。

平成19年からの「第3次グループ中期経営計画」では、業務資本提携を通じてオーストラリアでの飲料事業や中国でのビール事業の成長基盤を整備し、中核である酒類事業及び飲料事業で国際的なネットワークを構築することができました。

これらの経営の成果を踏まえ、当社では新たに「自然のめぐみを、食の感動へ。『世界品質』で信頼される企業を目指す。」という「長期ビジョン2015」を設定し、それを達成するために本年から「中期経営計画2012」への取組みを開始いたしました。

「中期経営計画2012」では、企業価値向上のために、強みである“ものづくり力”を更に強化するとともに、製品、経営、人材など企業活動全ての品質を世界で通用するレベルに高め、既存事業の収益性向上を柱に、新たな成長軌道の確立を目指していきます。

また、同時にコーポレートブランドステートメントを「その感動を、わかつあう。」と制定し、グループ企業全体でお客様、社会にご提供する価値を明確にいたしました。

当社ではグループ経営理念に規定されている企業としての存在意義に基づき、コーポレートブランドステートメントで示したグループとしての提供価値を追求し、上記「長期ビジョン2015」の達成に向けた「中期経営計画2012」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能しやすい体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、第83回定期株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の

方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、又は有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランへの更新時の独立委員会は、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1ご参

照)。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約 50 %まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20 %以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20 %以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。3(2)(a)②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。当社は、買付説明書受領後速やかに、買付説明書の内容を当社取締役会及び独立委員会に提供いたします。

当社取締役会は、本必要情報の内容が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

また、独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- ⑤ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、買付等完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑦ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と交渉・協議等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社グループの事業規模、事業の性格・多様性、株主構成等に鑑み、原則として60日を上限とします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として30日間が経過するまで（ただし、下記(e)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとし、当該期間を以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉・協議等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよ

うになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、交渉・協議等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関する下記（g）に基づき株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）当社が本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉・協議等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

ただし、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(f)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(I)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の

無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(II)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、以下同じとします。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記（2）「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

〈発動事由その1〉

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

〈発動事由その2〉

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明

自な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行ふことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り

当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当時の効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社株式の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）を減じた株式数を上限とします。また、本新株予約権1個の目的である株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、最大1株までの範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹⁰、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定期株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

者¹¹、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹²（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

¹¹ 公開買付けによって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本脚注において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(k) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(l) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成22年2月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認により効力が発生しますが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、当社取締役会の決議によって本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 株主の皆様等への影響

(a) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(b) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(c)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」②において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、下記(c)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

①本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の株主の皆様が証券会社等に開設された口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、最大1株の当社株式が発行されることになります。

③当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの合理性

（1）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月3

0日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランへの更新をさせていただく予定です。

また、一定の場合には、本プランの発動の是非について、当社取締役会が株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができます。

更に、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、独立委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣から独立性の高い委員から構成されます。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視とともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)(e)「独立委員会による勧告等の手続」及び3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な

発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、上記2.(3)「諸施策の実行に向けた体制の整備」に記載したとおり、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、以下の④に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限
 - ③ 独立委員会検討期間の延長
 - ④ 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ⑤ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思確認総会招集の要否
 - ⑥ 本プランの修正又は変更（ただし、変更については、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

⑧ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ② 買付者等との交渉・協議
 - ③ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑤ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と交渉・協議を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プランへの更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

○中村 直人（なかむら なおと）

中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士
昭和35年1月25日生

＜略歴＞

昭和57年10月	司法試験合格
昭和60年4月	司法研修所卒業 第二東京弁護士会登録 森綜合法律事務所所属
平成10年4月	日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
平成15年2月	中村直人法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）開設、 パートナー＜現在に至る＞
平成15年3月	当社監査役＜現在に至る＞
平成18年6月	三井物産株式会社監査役＜現在に至る＞

中村直人氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○石崎 忠司（いしざき ただし）

中央大学商学部 教授
昭和16年6月2日生

＜略歴＞

昭和45年4月	中央大学商学部助手
昭和47年4月	同専任講師
昭和48年4月	同助教授
昭和57年4月	同教授＜現在に至る＞
昭和61年4月	同大学大学院商学研究科担当＜現在に至る＞

平成 12 年 4 月 中央大学企業研究所長
平成 17 年 3 月 当社監査役＜現在に至る＞

石崎忠司氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○池田 守男（いけだ もりお）

株式会社資生堂 相談役
学校法人東洋英和女学院 理事長
昭和 11 年 12 月 25 日生

＜略歴＞

昭和 36 年 4 月	株式会社資生堂入社
平成 2 年 6 月	同社取締役
平成 7 年 6 月	同社常務取締役
平成 9 年 6 月	同社代表 専務取締役
平成 12 年 6 月	同社代表 取締役副社長
平成 13 年 6 月	同社代表取締役 執行役員社長
平成 17 年 6 月	同社取締役会長 株式会社小松製作所取締役＜現在に至る＞ 学校法人東洋英和女学院理事長＜現在に至る＞
平成 18 年 6 月	株式会社資生堂相談役＜現在に至る＞ 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役 ＜現在に至る＞
平成 20 年 4 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役＜現在に至る＞
平成 20 年 6 月	旭化成株式会社取締役＜現在に至る＞
平成 21 年 4 月	学校法人資生堂学園理事長＜現在に至る＞

主な公職等は次のとおりです。

東京商工会議所副会頭、日本商工会議所特別顧問、内閣府公益認定等委員会委員長、
21世紀臨調副代表
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

当社の大株主の状況

平成21年12月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	21,755,200	4.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	21,282,900	4.40%
旭化成株式会社	18,785,300	3.88%
第一生命保険相互会社	16,920,000	3.50%
富国生命保険相互会社	16,883,000	3.49%
株式会社三井住友銀行	9,028,000	1.87%
住友信託銀行株式会社	8,126,000	1.68%
住友生命保険相互会社	7,090,000	1.47%
株式会社みずほコーポレート銀行	5,644,756	1.17%
農林中央金庫	5,566,000	1.15%
合 計	131,081,156	27.11%

(注) 上記のほか、当社が自己株式18,576,966株を保有しております。

以 上